

提出された意見	意見に対する市の考え
<p>真舟小学校と木更津第二中学校の通学区域の検討は同時に行うべきである。具体的には、請西南・東地区における通学区域境界を合致させることが望ましい。</p> <p>そのために、</p> <p>①真舟小学校から請西小学校へ学区変更する地区に請西東6丁目～8丁目を加える。</p> <p>②木更津第二中学校から太田中学校へ学区を変更する範囲から請西南2～4丁目を削除する。</p> <p>これにより請西東地区は全て請西小学校⇒太田中学校、請西南地区は全て真舟小学校⇒木更津第二中学校というシンプルな形態及び町内会の連携が計られる。</p> <p>また、木更津第二中学校のキャパシティの問題解決のため</p> <p>③木更津第二中学校の南東方向への拡張を検討する。</p> <p>④木更津第二中学校の桜井運動場への移転を検討する。</p> <p>⑤新田1～3丁目、貝淵1～4丁目、潮見1～3丁目、潮浜1、2丁目の通学区域を木更津第一中学校へ変更する。</p>	<p>①真舟小学校開校時の翌年、平成27年4月に同地区を請西小学校から真舟小学校へと通学区域の変更を行ったばかりであり、短期間で元に戻すことはその地区から通学されているご家庭に配慮すると困難と考えます。</p> <p>②今後の同地区の児童・生徒数の推移を推計し、変更することといたしました。同地区を削除すると、木更津第二中学校の学校運営が大変厳しいものとなります。</p> <p>③木更津第二中学校は、東西北の三方が道路に囲まれており、南側は傾斜のきつい法面の民有地となっております。小高い丘の形状をしていることから用地拡張は必要となる経費を含めて困難と考えます。</p> <p>④及び⑤現在策定されております「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に則り現状のとおりといたします。</p>
<p>近隣市の区域外通学許可状況を詳しく調べ、近隣市と許可基準を同水準にすべきである。木更津市だけが特に曖昧な基準で地域外通学を認めていると考える。</p>	<p>区域外通学の許可につきましては、近隣市と基本的に同じ基準となっております。</p>
<p>「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を白紙に戻し、今までの地域外通学の基準を見直し、原則、子どもは地域の学校に必ず通うことを第一に考え、そのあとで人口急増地区の割り振りを考えること。</p>	<p>基本方針につきましては、市議会への報告、パブコメの実施、教育委員会会議の議決を経て、正式な手続きに則って策定したものであるため、この方針に沿って政策を推進いたします。</p>

<p>祇園小学校の児童全員を木更津第三中学校に通わせることを考えて、通学区域の変更を行ったとすると、菅生(市立東清小学校の通学区域を除く。)の地区が欠落しているのではないか。同じ小学校の同級生が同じ中学校へ通えるよう配慮すべきではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、同地区が素案の中で抜け落ちていたと考えます。</p> <p>同地区を木更津第三中学校の通学区域に含めるよう修正いたします。</p>
---	--